

長官之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 國民義勇隊及國民義勇戰鬪隊ニ關スル
警察官吏措置要領
- 一 警察官吏ニ關スル國民義勇隊、廢府縣單位ニ
之ヲ組織スルコト、ス
- 二 警察官吏ト、陸へ海、軍大臣、指揮ヲ兼ケ國民
義勇戰鬪隊員ニ對スル軍事警察ヲ掌ルコト、
ス。
- 三 警察官吏ノ行フ軍事警察ニ關スル指揮ハ、地政
司令官以上、地位ニ在ル者ヨリ警察部長(東京
都ニ在ルテハ警視總監、大阪府ニ在ルテハ警察
局長以下同シ)又ハ警察署長ヲ通じテ之ヲ行
フコト、ス。
- 四 廉府縣、管内ニ於テ一部國民義勇戰鬪隊ノ編
成アリタルトキ(鐵道、通信關係、戰鬪隊編成
セラレタル場合、ハ警察部長以下全體

察官ニ對シ陸軍々法会議法第7十三條第ニ項
(海軍々法会議法第7十三條1=), 規定ニ依

ル指定ヲ行使シ得ルコト、又

五 廉府縣、概不全部ニ付地域義勇隊、戰鬪隊ハ
人轉移アリタルトキハ警察官吏又市戰鬪隊ニ
轉移スルコト、又

備考

國民義勇戰鬪隊員、犯レタル違警罪、処分ハ
警察署長ニ於テ之ヲ尙シ得ルコト、又様目
ナガ衡中ノル

備考

國民義勇戰鬪隊及國民義勇戰鬪隊ニ關スル
警察官吏措置要領

一 警察官吏ニ關スル國民義勇隊ハ廉府縣單位ニ
之ヲ組織スルコト、又

二 警察官吏ト陸入海、軍大臣、指揮ヲ兼ケ國民
義勇戰鬪隊員ニ對スル軍事警察ヲ掌ルコト、
又ス。

三 警察官吏ノ行フ軍事警察ニ關スル指揮ハ地区
司令官以上、地位ニ在ル者ヨリ警察部長(東京
都ニ在リテハ警視總監、大阪府ニ在リテハ警察
局長以下同シ) 又ハ警察署長ヲ通ジテ之ヲ行
フコト、又

四 廉府縣、管内ニ於テ一部國民義勇戰鬪隊、編
成アリタルトキ(鐵道、通信關係、戰鬪隊編成
セラレタル場合ヲ含ム)ハ警察部長以下全警

察官ニ付シ陸軍ヲ法会議法第七十三條第一項
（海軍之法会議法第七十三條一二），規定ニ依
ル指定ヲ行使ヒ陸（海）軍司法警察官トシテ
權限ヲ行使シ得ルコト、又
五、廢存縣ハ概不全部ニ付地域義勇隊・戰闘隊ハ
ノ轉移下リタルトキハ警察官吏又戦闘隊ニ
轉移スルコト、又

備考

國民義勇戰闘隊員、犯シタル違警罪ハ各分ハ
警察署長ニ於テ之ヲ専シ得ルコト、不ル様、目
下折衝中十忙。

備考

（参考）

（昭和二〇年一月一 警保局）

支那國下國民義勇隊一體化ノ關スル資料

戰局ノ要請ニ依リ誕生セル國民義勇隊ハ昭和二十年五月二十日ヲ目途トシテ組織ヲ完了スペク諸般ノ準備並ヒ全國一齊ニ之ガ組織ニ着手セルモ幹部ノ人選其ノ道ノ事情ニ因リ進歩意ノ如クナラズ六月上旬ニ至リ漸リ副本部長ノ人選ヲ了シ同月中旬ヲ以テ一應ノ組織完了セル實情ナリ而シ一部地方ニ在リテハ（静岡縣ノ如キ）既ニ活潑ナル行動ヲ開始シ其ノ眞價メ發揚シ居ルモノナキニ在ラザルモ概不國民義勇隊ノ使命、行動ノ規範等不明確ナリトスル理由ヲ以テ今日ニ於テモ何等見ルベキ活動ナク動モスレバ當初ノ期待ノ裏切リ紛撃ノミニ終ラントスル傾向顯著ナルモノアリ

新カル國民義勇隊ノ發足狀況ニ鑑ミ此ノ際軍官民眞ニ一體トナリ之力成長發展ニ關シ禮極的ニ援助協力スルノ要彌々緊切ナルガ此ノ間ニ處スル全國警防團ノ動向ハ國民義勇隊發展ノ成否ニ繫ル所密ナルモノアリト信ズバ以テ以下現在及將來ニ亘ル警防團ト國民義勇隊トノ一體化ニ關シ之ガ實情及所見ヲ記述ゼン

一 基本方針

既ニ本年四月十三日審議ニ於テ警防團ヲ將來國民義勇隊ニ一體化スベキ基本方針ハ決定セラレアリ併セテ之ニ基キ警防團ガ現實ニ國民義勇隊ノ成長發展ニ寄與スペキ方途トシテ地域等内部組織トシテ警防隊等ヲ編成スル方針モ亦明示シアル所ナルヲ以テ基本方針ニ付テ神力モ變更スルノ要ナカルベク且地方團ニ於テモ無本方針ニ則リ警防團ヲ指導シツツアル實情ナリ

二 各地方ニ於ケル國民義勇隊ノ其ノ後ノ狀況

現在各地方ニ於テ國民義勇隊ノ活動アリヤ否ハ一、二ノ府縣ヲ除キ殆ド有名無實ナルコトヲ次ニ誌タル各府縣ノ報告要旨ニ依リ了承シ得ラル

(一) 國民義勇隊ノ組織後日尙淺ク其ノ活動何等見ルベキモノナシトスル地方へ審視處外三十府縣)

(二) 勤労動員ニ、空襲時ノ警防補助ニ行動極メテ活動ナリトスル地

方 (愛知及靜岡二縣)

(註) 愛知縣及靜岡縣ハ國民義勇隊ノ中核ヲ警防團員ニ置キ之が能

能力ヲ以テ該平セシムル組織ナリ

要之國民義勇隊ノ活動不活潑ナル原因ハ該局ノ反映ニ因ル國民士氣ノ沮喪ニ其ノ根本ヲ求メラルルコトハ之ハ然ラク言ハズトスルモ其

ハ主ナル諸原因ヲ舉ケレバ次ノ如半モノナリトメラル

一、學校院幹部人選ヲ能力ヲ有無ニ不拘現在ノ市長町村長、町會長、團保組長ノ系統ニ於テ之ヲ充テタル為新進院ナク且該部ハ無不

精涵遠教ノ氣概ニ缺クルコト

二、座上ル是意ヲ據説セル余リ軍官ノ積極的指導極度ニ懶惰セラレ

激極的旁聴的々ラダルヲ居テル實情ニシルコト

三、從來國民運動ニ講ハリテ實量ナル警防ヲ有スル所謂指導階層ノ

傳導的機關ヲ持スルノミナラズ、即ツテ公然之ヲ誇謗スルノ舉ニ出

ズルモノナリニ在ラザルコト

(4) 中央指導在座セザル爲各地方統一セル行動方針ヲ授クモノナ

ク指揮指導ノ機リ所ヲ失シアルコト

三、各地方ニ於ケル警防團ノ其ノ後ノ状況

本年三月十日以來大都市ニ對スル敵ノ夜間暴燐下ニ於ケル警防團活動ニシテ一部ニ昔人ノ鑑鑒ヲ紹ク頃ノ行動アリタル爲警防團全體ニ對シ抗難攻撃激ク強力ラントスル時、偶々國民義勇隊ノ組織ニスル政府ノ意圖明カトナルニ至リ一部ニ警防團ノ解消ヲ強制シテマズ之等心ナキ者ノ浮説ニ依リ警防團ノ士氣ハ少ナカラズ沈鬱シ部ニ動搖ノ徵サヘ生ズル狀況ニ至タルガ四月十三日ノ閣議決定ニ基ク内務省ノ措置効奏シ爾來警防團ニ付テハ事蹟トシテ活躍シ他面國民義勇隊ニ警防團トシテ參加シ之が成長發展ニ寄與スペク他メ目下士氣極メテ延々ナリトスル情報到着シツツアリ而シテ國民義勇隊ト警防團トノ關係ニ付縣府縣ノ所見又綜合スルニ極木左ノ如シ

(1) 現狀維持ヲ主張スルモノ

京都、大阪兩部ノ初メ警防團ニ關スル所見ヲ報告セル十數縣ニ在リテハ空襲情勢ノ緊迫化ヲ理由トシ或ハ機能發揮ノ困難ナリトスル理由等ニ基キ何レモ國民義勇隊トノ一體化ヲ不可ナル旨主張シアリ要ハ形式的組織ニ拘ハレテ防衛體制ノ弱體化ヲ招來スルヲ憂フル實論ヲ持スル點注目ニ值スルモノアリ

(2) 時期尚早、ヲ主張スルモノ

神奈川縣、長野縣以下敷府縣ニ在リテハ一體化ノ方針ハ議論ノ余地ナキニ至リタルモ之ガ時期ニ付テハ夫ダ國民義勇隊イ活動能力判定シ難キ爲豫想シ難シトナシ時期尚早ヲ稱フルモノニシテ依然トシテ警防團ニ附衛フ責任セシメントスル意圖強シニ一體化スル必要ヲ説クモノニシテ國民義勇隊今後ノ發展ニ好個ノ臺例ナリト認メ

ラルルモノアリ

所見

以上各地方ニ於ケル國民義勇隊ノ發足事情並ニ警防團ノ現狀等綜合考察シタル結果國民義勇隊ト警防團ノ一體化ノ時期ニ關スル所見左ノ如シ

(1) 現狀ニ於ケル一體化之時期尚早ナリト認メ不可ナルコト
過般靜岡市空襲ニ際シ當地國民義勇隊ガ防空活動ニ付特筆スベキ優秀性ヲ發揮セルモ其ノ他ニ何等見ルベキモノナク殆ド有名無實ノ感ナキヲ得ザル爲新カル際ニ致テ警防團ノ義勇隊ニ一體化シ警防團員ニ一般民ト同様ノ立場ニ置クコトハ全國三〇〇萬國員ノ士氣ヲ沮喪シ消極的退屈的大ラシメ爲云防空及防衛機制、弱體化シ警防團員ト明ナルス以テ採ルベカラサル措置ト認メラレ今後國民義勇隊ノ行展狀況ヲ見ルニ在ラザレバ一體化ノ時期ヲ決定シ難ク、今直ニ一體化スルコトハ時期尚早ナリト認ム

(2) 次ノ如ク現狀ヲ察東シ指導スルコトトセバ今直ニ解説スルモノナルコト

- (1) 國民義勇隊（地域隊）ニ全國一律二級防隊（假率）ヲ編成シ本隊ノ編成、隊員ノ任免ハ所轄警察署長之ヲ行フコトトシ警防團員タル者ヲ中核トシ他ノ精銳分子ヲ網羅セシムルコト
- (2) 警防隊員ニハ所持スル警防團報ノ書用ヲ許容スルコト
- (3) 警防隊員ノ活動ニシテ警防活動ニ關外允限規範接ニ警察署長及准許署長ノ指揮ニ從ハシムルコト
- (4) 警防隊員ハ現存セシメ警防技術ノ向上立ニ全國警防隊員ノ親睦別動隊トシテ警防業務ニ專念セシムルコトトセバ今後警防團令ヲ廢止セラルモ可ナリ但シ本措置ハ單ニ警防團タル名稱廢止ニ止マハ

當體ヲ表ル余地アルモ國家警備上已ムノ導ザルモノト認ム

(二) 警防團ノ廢止ノ地方長官ニ一任シ地方警備ニ適スル如ク國民警備團ニ一體化セシムル措置亦不可ナラズト認メラルコト
警防團ハ警備團令第ニ於テ地方長官ニ於テ職權又ハ市町村長ノ由譯ニ依リ之ヲ普羅スルモノト定メアリ全國ノ設置状況ヲ見ル所
ド市町村長ノ由譯ニ基キ設置セラレアルヲ以テ之ヲ廢止スルニ付テ
ハ萬全ニ御等規定ナキモ地方長官ハ職權又ハ市町村長ノ由譯ニ依リ
之ヲ廢止シ等ルモノト解スルヲ妥當トスペク國民警備團ノ發展如何
ニ致リ地方長官ハ逐次市町村長ニ申譯セシメテ市町村海ニ警防團ノ廢
止シ國民警備團ニ一元化セシムル設置ヲ採ルニ於テハ警防團ノ思想的動搖ノ深れヲ最少限ニ止メ得ラルノミナラズ現在ノ國民警
勇隊發足ノ事情ヨリスルモノ之ヲ妥當ナル對策ト認ム
尚此ノ措置ヲ採ル場合ニ於テハ警防團令ノ廢止ヲ留保スルト共ニ
防暴隊ニ關スル指揮監督系統ヲ(二)ノ通指揮スルヲ要ス

参考

行政警察關係主要法令例規件名録

大務省警務局警務司

法規	通牒	年月	編番
(一) 御警衛關係			
○略式自動車鹵薄御警衛關係件依命通牒	昭和八、八 内務省警第十六號	昭和二、二	
○地方行幸啓、場合ニ於ケル地方官心得二閑乙件	明治三十六、六 内務省訓第三八五號	大正六、九	第六四八號
○御道筋於ケル交通往來、阻止拜觀人傘、外套、使用異様又ハ汚染、服装ニテ拜觀ヲ屬ス者、取扱方、汽車、車窓閉鎖等二閑乙件訓令	大正二、三 内務省訓第一號	大正三、九	第三三號
○途上警衛ニ從事スル警察官吏、心得二閑乙件	大正四、二 内務省訓第二七號	大正二、二	二松第一六六三號
○御召列車於護其他二閑乙件	大正六、九 宮内省官通牒	大正六、二	内警第三九號
○警衛警察官吏、姿勢方向等二閑乙件	大正三、一 警保局警發申第ニ號	大正三、九	
○行幸啓、節路傍三跪坐拜觀二閑乙件	大正四、二 内務省訓第二七號	大正二、二	
○行幸啓、節行在所其他三出入不得ル者二閑乙件依命通牒	大正二、二		
○行在所及御泊所警衛規程宮内大臣ヨリ制定通牒三付	大正六、二		